

お知らせ NEW

市内で1か月乳児健康診査

10月1日(火)から、市内の小児科医院で1か月乳児健康診査を始めました。

○遠方の施設まで行くことなく、身近な小児科医院で健康診査を受けられます。

○小児科医が予防接種の説明をしてくれたり、育児相談にも応じてくれます。

実施医療機関

米田小児科医院

健診の曜日・時間

月・火・水・金曜日
14時30分～15時

対象者

市内に住所がある人

健診内容

診察、身体測定、問診、育児相談など

費用 無料

受診方法

医療機関に予約をしてください。「母子健康手帳」と「1

か月乳児健康診査受診票」を実施医療機関に持参して、健康診査を受けてください。
※1か月乳児健康診査受診票は妊娠8～9か月頃送付します。

問い合わせ

保健センター

☎ 22-7157

こども園の園名が決定しました!

令和2年4月から新たに開園する認定こども園の園名が次のとおり決定しました。

竹原市立たけのこども園

また、小学校就学前のこども

もに対する教育及び保育を一体的に推進するため、竹原保育所及び吉名保育所を認定こども園へ移行することとし、その園名は次のとおりです。

竹原市立竹原こども園

竹原市立吉名こども園

引き続き、令和2年4月からの開園、移行に向け準備を進めていきます。

問い合わせ

社会福祉課子ども福祉係

☎ 22-7742

農業用ため池の届出制度が始まります

平成30年7月豪雨災害では、多くの農業用ため池が被災し、下流への甚大な被害も発生しました。このため、農業用水の確保と決壊による災害発生防止を目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。

法律の施行に伴い、農業用ため池の所有者や管理者の方には、ため池に関する情報をため池が所在する市町に届けることが必要になります。

届出は、10月15日(火)から、建設課で受け付けを開始し、12月末までに提出する必要が

あります。

届出の用紙については、市ホームページもしくは建設課窓口に備え付けています。

届出のQ&A

Q: どのようなため池が、届出の対象になるのですか。

A: 農業用に利用されるため池は、すべて対象になります。また、現在利用されていないため池についても、届出が必要になります。

Q: 届出は、誰が提出するのですか。

A: 届出は、ため池の所有者、または管理者が提出することとなります。



▲小梨町 二反田池

※管理者とは、ため池の操作、修繕などを行う人です。

問い合わせ

建設課建設総務係

☎ 22-7746

産業振興課農林水産振興係

☎ 22-7745

家計にやさしいジェネリック医薬品を使ってみませんか?

+++++

お薬代を節約できます。

ジェネリック医薬品は特許切れの新薬をもとに、開発期間やコストを削減して作られるため、お薬によっては自己負担額が**3～5割も安くなる**ことがあります。



効き目、安全性は新薬と同等です。

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を同じ量使用しています。また、たくさんの厳しい試験をクリアし**法律や国の基準に沿って製造・管理**されています。



ジェネリック医薬品については医師・薬剤師にお気軽にご相談ください。

問い合わせは広島県医療介護保険課 (☎ 082-513-3212) へ。